横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申 (答申第279号)

平成15年10月31日

横情審答申第279号 平成15年10月31日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第29条第1項の規定に基づく 諮問について(答申)

平成14年9月9日大病医第177号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市立大学医学部附属病院(福浦)の第二内科の平成12年5月22日、23日及び6月の診療録」の個人情報非開示決定に対する異議申立 てについての諮問 答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜市立大学医学部附属病院(福浦)の第二内科の平成12年5月22日、23日及び6月の診療録」の個人情報本人開示請求に対し、当該請求の対象となる個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、横浜市長(以下「実施機関」という。)が、平成14年8月8日付で行った、「横浜市立大学医学部附属病院(福浦)の第二内科の平成12年5月22日、23日及び6月の診療録」(以下「本件診療録」という。)の個人情報非開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件診療録については、横浜市個人情報の保護に関する条例(平成12年2月横浜市条例第2号。以下「条例」という。)第20条第2項に規定する「本人開示請求に係る個人情報を保有していないとき」に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

ア 横浜市立大学医学部附属病院について

横浜市立大学医学部に附属し、21の診療科を標榜する特定機能病院であり、内科は、第一内科、第二内科、第三内科、神経内科と4科に分かれている。

各内科の主な診療の対象は次のとおりとなっている。

(ア) 第一内科

呼吸器、アレルギー・リウマチ・膠原病、血液及び感染症疾患

(イ) 第二内科

心臓疾患、高血圧、腎臓疾患及び消化器疾患

(ウ) 第三内科

消化器疾患、内分泌疾患及び糖尿病

(I) 神経内科

痴呆性疾患、末梢神経疾患、筋疾患及び代謝性神経疾患等

イ 対象となる個人情報について

診療録は、医師法(昭和23年法律第201号)第24条の規定により、医師が診療を したときは、遅滞なく診療に関する事項を記録しなければいけないと義務付けられ ているものである。

診療録の記載事項は、医師法施行規則(昭和23年厚生省令第47号)で次のように 定められている。

- (ア) 診療を受けた者の住所、氏名、性別及び年齢
- (イ) 病名及び主要症状
- (ウ) 治療方法(処方及び処置)
- (I) 診療の年月日

異議申立人は、平成12年5月22日、5月23日及び6月に、横浜市立大学医学部附属病院第一内科で受診しており、診療した医師は診療録を記載している。

ウ 条例第20条第2項の該当性について

申立人は横浜市立大学医学部附属病院で受診しており、診療録は存在するが、受診し、診療録が作成された診療科は「第一内科」である。これに対して、申立人が本人開示請求した個人情報は「第二内科」の診療録についてであった。

このため、条例第16条第3項に基づき、本人開示請求書の補正を求めたが、受け 入れていただけなかった。

したがって、申立人が本人開示請求を行った個人情報は第二内科のカルテ(診療録)であり、横浜市立大学医学部附属病院で作成、保有している診療録は第一内科の診療録であり、第二内科の診療録は作成しておらず、保有していないため、条例第20条第2項の規定に基づき非開示とした。

エ インフォームドコンセント(説明と同意)の一環としてのカルテの複写

横浜市立大学医学部附属病院では、インフォームドコンセントの一環としてのカルテの複写、交付を実施している。

申立人は、平成14年7月18日に横浜市立大学医学部附属病院に来院し、インフォームドコンセントの一環としてカルテの複写の申込みを行っており、同様に申込書の「第二内科」の記載を「第一内科」に修正していただくように依頼したが、応じていただけず、ここでもカルテの複写の交付を実施できなかった。

4 異議申立人の意見

異議申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 平成12年5月22日、横浜市大病院、総合窓口女性に血液検査を受けたいと言ったところ、第二内科に行ってください、第二内科に話をしておきますからと言われ、

第二内科へ行き診察を受けた。

尿検査・血液検査が終わり診察室に戻ったら、血液検査の結果は今日出ませんので明日結果を聞きに来てくださいと言われた。

- (2) 次の日、23日に血液検査の結果を聞きに行った。
- (3) 平成12年6月18日に、救急車で横浜市大病院に運ばれた。精神科医に、私がこちらの病院で平成12年5月22日に血液検査・尿検査を受け、翌23日に を受けたこと、体調が良くないこと等を伝えたところ、その女医さんはカルテを読み上げて、血液検査の結果はマイナスと書いてある等と言っていた。
- (4) 平成14年7月18日、横浜市大病院医事課で第二内科にかかったと話をしており、 それに対し、第二内科にカルテはないと言っていなかった。情報公開というのが全 国的な流れだが、それに対し矛盾するかもしれないが、今の時点でどこまでカルテ を開示できるかはっきりとは言えない、相談してからでないと、と言っていた。

始め、看護記録、検査記録を出せばよいと言っていたが、こういうものも証拠に なるので出さないほうがいいのかも、出せない、と言っていた。

医事課とはこれまで何回かお話をしてきたが、ここの病院にかかったのは事実だというのなら、当時のカルテを開示し、きちっと説明をしていただきたいと述べた。 それに対し、当時診察していた医者はやめているので診断書は出せない、お話はできないと言っていた。

(5) 他の病院、 病院においても、救急車で平成 年 月 日に運ばれたが、 その時診察した先生もやめていたが、別の医師が当時のカルテを開示し、説明をしていた。5月26日、 病院整形外科の医師もカルテを開示し、説明していた。診断書を出してもらった。 皮ふ科、 皮ふ科も同じであった。横浜市大病院においても、病院としての説明責任を果たしていただきたいと思う。

5 審査会の判断

(1) 本件診療録について

本件診療録は、申立人の主張するところによれば、申立人が、平成12年5月22日、 23日及び6月18日に横浜市立大学医学部附属病院の第二内科を受診した際の診療録 であると認められる。

- (2) 本件診療録の不存在について
- ア 実施機関は、申立人が受診し、診療録が作成された診療科は第一内科であるため、 第二内科の診療録は作成しておらず、保有していないと主張している。

- イ この点について当審査会が行った調査によれば、実施機関は、申立人に係る第一 内科の診療録を作成、保有しており、当該診療録の記載内容からは、申立人が平成 12年5月22日、23日及び同年6月18日に第一内科を受診していることが認められる。
 - また、横浜市立大学医学部附属病院では、医事会計システムにより患者の来院履歴や会計に関する情報等をコンピューター管理しており、当審査会が、当該システムに記録されている来院履歴及び支払証明のデータを確認したところ、申立人が、平成12年5月22日、23日及び同年6月18日に受診した際の診療科は、いずれも第一内科となっており、第二内科に関する来院記録は認められなかった。
- ウ これらのことから、当審査会としては、横浜市立大学医学部附属病院において申 立人が受診し、診療録が作成された診療科は第一内科であり、第二内科の診療録は 作成しておらず、保有していないとする実施機関の主張に、特段不合理な点を認めることはできなかった。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件診療録について、条例第20条第2項に規定する「本人開示請求に係る個人情報を保有していないとき」に該当するため非開示とした決定は、妥当である。

《参考》

審査会の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年9月9日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成14年9月27日 (第279回審査会)	・諮問の報告
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年9月19日 (第20回第一部会)	•審議
平成15年10月3日 (第21回第一部会)	・ 審議